

令和7年度
港区重層的支援体制整備事業
実施計画

令和7年3月策定

1 背景

家族構成や地域社会の変容等により、福祉に関する法律や制度の改正が進む一方、制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、行政需要の多様化かつ複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野別では対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

そのような中、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すとした上で、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。

令和3年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

区では、これまで、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な医療機関や福祉関係機関等が豊富に集積する港区ならではの地域包括ケアを推進してきました。令和4年8月には、各地区総合支所区民課に「福祉総合窓口」を設置して、「断らない相談支援」を目指し、あらゆる福祉相談に包括的に対応する体制を整えました。相談者に寄り添った支援を充実するためには、より一層の包括的な支援体制の強化が必要です。

2 区がめざす包括的な支援体制

全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、これまで取り組んできた医療と介護を一体的に提供する在宅療養の体制づくり、福祉総合窓口を中心とした包括的な相談支援、住民同士が交流する多様な機会を創出する地域づくりに加え、課題がありながらも必要な支援が届いていない潜在的な相談者の把握や長期的な伴走支援、社会との繋がりを段階的に回復する支援を強化することが必要です。

多機関・多職種連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題を抱える区民を、分野や制度を越えて支援関係者が連携して支援するため、社会福祉法第106条の4に基づく重層的支援体制整備事業を開始することとしました。

3 計画の位置付け

本実施計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき策定するもので、重層的支援体制整備事業の事業実施に係る具体的な事項を定めるものです。

「港区基本計画」、地域共生社会の理念や福祉に関する基本方針等を定めた「港区地域保健福祉計画」等の関連計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

令和7年度の1年間とします。実施状況を確認し、毎年度、計画を更新します。

5 港区重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 包括的相談支援事業

福祉総合窓口、社会福祉法の規定に基づく相談支援事業を実施する機関、港区ひきこもり支援専用相談窓口及び港区児童相談所では、区民からの相談を幅広く受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行うとともに、各福祉分野の関係機関と連携して相談に対応します。

ア 福祉総合窓口【区独自】

区民の身近な場所である総合支所（5地区）に設置した福祉総合窓口では、高齢、障害、生活困窮、保健、子ども等のあらゆる福祉相談を世帯単位で捉え、常駐している高齢者相談センターや障害者基幹相談支援センターのほか、リモートにより港区社会福祉協議会や在宅療養相談センター等と連携し、ワンストップで相談に対応し、福祉課題の解決に向けた支援に取り組みます。

福祉総合窓口での 支援の流れ

1つの世帯で複数の課題を抱えている例



全ての福祉相談

お住まいの地域の
福祉総合窓口で、
ワンストップで相談ができます

世帯全体の支援

訪問による相談で、
相談者や家族が気付かない課題を
発見し、支援します

チーム支援

課題が複数の分野にまたがる場合は、専門職員や福祉関係機関等と連携し、チームで支援を行います

区職員

福祉に関する相談は、まず
福祉総合窓口にお越しください



専門職員

専門職員を配置しています



リモートで相談を
サポートします

子ども家庭
支援センター

港区
社会福祉協議会

港区生活・就労
支援センター

港区在宅療養
相談センター

※地域型

イ 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号に基づく相談支援事業

■地域包括支援センターの運営 [介護保険法]

相談支援機関	高齢者相談センター
設置個所数	5 か所
区事業名	高齢者相談センター管理運営
所管課	高齢者支援課

■相談支援事業 [障害者総合支援法]

相談支援機関	障害者基幹相談支援センター 障害保健福祉センター／新橋はつらつ太陽 精神障害者支援センター／障害者支援ホーム南麻布
設置個所数	5 か所
区事業名	港区障害者基幹相談支援センター事業
所管課	障害者福祉課

■利用者支援事業（基本型） [子ども・子育て支援法]

相談支援機関	子ども家庭支援センター 子育てひろば あい・ぽーと
設置個所数	2 か所
区事業名	港区子育てコーディネーター事業
所管課	子ども家庭支援センター

■利用者支援事業（特定型） [子ども・子育て支援法]

相談支援機関	総合支所
設置個所数	5 か所
区事業名	港区保育コンシェルジュ事業
所管課	保育課

■利用者支援事業（こども家庭センター型） [子ども・子育て支援法]

相談支援機関	こども家庭センター
設置個所数	1 か所
区事業名	助産師による母子保健相談事業 港区みなとプレママ応援事業 こども家庭センター機能
所管課	健康推進課／子ども家庭支援センター

■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型） [子ども・子育て支援法]

相談支援機関	みなと保健所
設置個所数	1 か所
区事業名	港区出産・子育て応援事業
所管課	健康推進課

■生活困窮者自立相談支援事業 [生活困窮者自立支援法]

相談支援機関	港区生活・就労支援センター
設置個所数	1 か所
区事業名	港区生活・就労支援センター事業
所管課	生活福祉調整課

ウ その他

・港区ひきこもり支援専用相談窓口

ひきこもり当事者及びその家族のそれぞれの経緯や事情に対応できるよう、多様な選択肢を用意し、個々の状況に応じた支援を実施します。

・港区児童相談所

児童福祉法に基づく子どもと子どもを養育する人等のための専門相談機関です。「港区子ども家庭総合支援センター」の一員として専門職員がチームを組み、妊娠期から子どもの自立まで、子どもと家庭に関する様々な問題に対応します。

(2) 参加支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号に基づく事業）

既存の参加支援に向けた取組では対応できない個別のニーズに対応するため、支援ニーズに沿った受入先の選定、マッチング、フォローアップによる定着支援等を行います。あらかじめ地域の社会資源等を活用して、社会参加に向けた多様な支援メニューを用意します。

事業名	運営形態	所管課
参加支援事業	委託	保健福祉課

～地域の社会資源を活用した取組の一部を紹介します～

地域の交流の場につなぎます！

- ・港区社会福祉協議会登録サロン
- ・芝の家 など



ボランティア活動

- ・子ども食堂での学習支援
- ・特技を活かした活動 など



(3) 地域づくり事業

既存事業を中心に、地域住民同士がつながりを強め、同じ福祉課題を抱える区民を見守り、ともに支え合える地域づくりに向けた様々な取組を行います。また、地域社会からの孤立を防ぐため、地域住民を広く対象として住民同士が交流できる多様な場や居場所を提供します。

ア 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号に基づく地域づくり事業

■地域介護予防活動支援事業 [介護保険法]

実施場所	介護予防総合センター
設置個所数	1 か所
所管課	高齢者支援課

■生活支援体制整備事業 [介護保険法]

事業名	港区生活支援体制整備事業
設置個所数	6 か所
所管課	高齢者支援課

■地域活動支援センター機能強化事業 [障害者総合支援法]

実施場所	障害保健福祉センター／精神障害者支援センター
設置個所数	2 か所
所管課	障害者福祉課

■地域子育て支援拠点事業 [子ども・子育て支援法]

事業名	子育てひろば事業
設置個所数	20 か所 ※令和 7 年 7 月に 1 か所新規開始予定
所管課	子ども家庭支援センター／総合支所管理課

■生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業名	高齢者の地域におけるセーフティネットワーク構築
設置個所数	6 か所
所管課	高齢者支援課／総合支所区民課

イ その他の主な取組

地 区	主な事業
芝地区	地域で支え合う～アロマネットワーク～ ◆ 地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト
麻布地区	地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」 ◆ みんなでまちをよくする「ミナヨク」
赤坂地区	赤坂・青山ふれあいサロン ◆ よちよち子育て交流会
高輪地区	港区チャレンジコミュニティ大学 高輪ほっとひといき子育て支援事業
芝浦港南地区	高齢者みずべネット ◆ 子育てあんしんプロジェクト
—	いきいきプラザ、児童高齢者交流プラザ 児童館、子ども中高生プラザ
—	民生・児童委員協議会 子育て支援事業「たんぽぽクラブ」

◆生活困窮者支援等のための地域づくり事業として実施

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号に基づく事業）

自ら支援を求めることができない者、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない者等を把握し、訪問等により接触を図り、継続的に相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等を行うなど、対象者本人との信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行います。

高齢、障害、生活困窮、子ども、保健等の各分野でアウトリーチを行う支援機関とも連携し、時間をかけ、丁寧な働きかけを行います。

事業名	運営形態	所管課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託	保健福祉課

主な各分野のアウトリーチ支援機関

福祉総合窓口、高齢者相談センター、ふれあい相談室、港区生活・就労支援センター、港区ひきこもり支援専用相談窓口、みなと保健所、子ども家庭支援センター、港区児童相談所

(5) 多機関協働による支援

ア 多機関協働事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号・ 6 号に基づく事業）

各相談支援機関では対応が困難な複雑化・複合化した事例に対し、役割分担、支援の方向性の整理等の全体調整を行い、支援プランを定めるとともに、支援の進捗状況等を把握し、各相談支援機関に助言を行います。

事例の調整に当たっては、個人情報同意の有無により検討する会議（重層的支援プラン検討会議と支援会議）を使い分けます。

事業名	運営形態	所管課
多機関協働事業	委託	保健福祉課

イ 重層的支援プラン検討会議と支援会議

以下の会議体を設置し、多機関協働事業と一体的に実施します。

重層的支援プラン検討会議	支援会議
事務局：保健福祉課	
○個人情報の共有の本人同意を得た上で開催します。	○個人情報の共有の本人同意が得られない場合であっても、構成員に守秘義務を課して開催します。
○支援の方向性を整理したプランを定め、進捗状況の確認、必要に応じてプランの修正を行います。	○情報共有により、庁内外の見守りや、支援体制を検討します。

7 分野横断的に取り組むための体制

(1) 港区地域保健福祉推進会議【庁内連携】

港区地域保健福祉推進会議設置要綱に基づき、保健福祉分野に係る部課長で構成し、区の特性を踏まえた地域保健福祉を推進するため、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行います。

(2) 福祉関係機関等連絡会【関係機関連携】

福祉総合窓口事業実施要綱に基づき、福祉関係機関等が相互の社会資源を認識し共有するための連絡会を開催し、関係機関間の連携を強化します。

(3) 港区地域包括支援推進協議会【庁内外連携】

港区地域包括支援推進協議会設置要綱に基づき、学識経験者、医療及び福祉関係者等から構成し、区ならではの地域包括ケア及び包括的な支援の推進に関する事項を協議します。